

千葉大学大学院園芸学研究院と東京都公園協会との相互協力に関する協定書

国立大学法人千葉大学大学院園芸学研究院（以下「甲」という。）と公益財団法人東京都公園協会（以下「乙」という。）は、相互に交流を深め、連携し、教育・研究・事業等で相互に協力するため、本協定を締結し、必要な事項について定めるものとする。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に交流を深めて連携を図ることにより、都市緑化、公園緑地、河川及び水辺環境に関する教育、研究、技術、文化の発展と、市民生活の質の向上に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、都市緑化、公園緑地、河川及び水辺環境に関する次の事項について、連携・協力する。

- （1）データ収集・分析・活用、共同調査、共同研究、情報交流
- （2）連携企画展示、講座、講演会、イベント、教育プログラムの実施
- （3）刊行物の出版、情報・技術交流及び広報の連携
- （4）上記を実施するためのフィールド・施設・設備の相互利用
- （5）その他、前条の目的を達成するのに必要な事項

2 甲は、乙が行う前項の事業に関し、研究成果・情報の提供、助言を行う。

3 乙は、甲が行う第1項の事業に関し、乙が管理する施設の利用調整、情報収集・活用、広報などに協力する。

（協議）

第3条 前条に定める連携事項に関し、本協定に定めるもののほか必要な事項が生じた場合、若しくは甲乙のいずれかが協議を求めた場合は、その都度甲乙で協議するものとする。また、この協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（運営経費）

第4条 連携・協力のための経費が発生する場合は、必要に応じて甲乙による協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定の締結日から令和4年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の前月末日までに相手方から本協定を更新しない旨の書面による通知がない限り、本協定は更に1年間更新され、その後も同様とする。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本協定の趣旨に則り、第2条に規定する連携・協力により相手方から提

供された情報（以下「情報」という。）を善良なる管理者の注意義務をもって管理する。

2 情報（文書、電磁氣的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報に基づき作成された資料を含む。以下同じ。）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示もしくは漏洩してはならない。また、第1条に規定する目的以外の目的で使用してはならない。ただし、次に掲げる情報は除くものとする。

（1）相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらず公知となったもの

（2）情報を開示する正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく別途入手した情報と同一のもの、相手方から提供を受けた情報と同一の内容であるが、相手方から提供を受けた情報によらず独立して作成したもの

（3）前項の規定に関わらず、情報を取得した者は、法令に定めがある場合に限り、必要な情報を必要な範囲に限って第三者に開示することができる。

（返還等）

第7条 甲及び乙は、相手方から提供された情報の返還請求があった場合には、速やかにこれに応じるものとし、提供された情報の複製物及び提供された情報に基づいて作成された情報については、破棄その他の方法により再利用ができないよう処分しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、甲及び乙は、相手方から提供を受けた日から5年を経過した後は、相手方の承諾を得ることなく情報を破棄することができる。

（協定の解約）

第8条 甲及び乙は、相手方に対して1ヶ月前までに書面による通知を行うことにより、相手方に何ら責任を負うことなく本協定を解約することができる。

2 前項の規定に関わらず、甲又は乙が、故意又は重過失により本協定又は本協定に関する法令に違反した場合には、相手方は何らの責任を負うことなく当該違反が発生した時点に遡って本協定を解約することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和3年10月1日

甲 国立大学法人千葉大学大学院園芸学研究院長

松 岡 延 浩

乙 公益財団法人東京都公園協会理事長

佐 藤 伸 朗